

## 昭和初期の上高地

### —水力開発、自然保護、国立公園—

村山 研一

#### 【要旨】

明治になって、上高地が特別の景勝地として、登山家の間に知られるようになった。しかし、大正末から昭和初めにかけて、上高地をめぐる状況は大きく変わる。上高地に入る登山客が増加する一方で、水力開発を推進する動きと自然保護・景観保護を求める動きが上高地をめぐる現れてきた。大正末期に、水力発電事業者から上高地にダムを建設する計画が出願されたが、自然保護・景観保護を重視する立場の人々は、天然保護区域の指定と国立公園の指定によって、上高地の自然と景観を維持しようとした。最終的に、大正池を水源として、霞沢までトンネルで水を送る現行の発電所建設案に決着した。水力発電計画は、思いもよらぬ結果をもたらした。水力開発のために、梓川沿いに大正池まで道が建設されたが、この道が上高地への新しい入山ルートとなり、国立公園計画が想定していた国民保養地化を可能にした。開発と保護の共生が、現在の上高地を作り上げたのである。

キーワード 上高地、水力開発、国立公園、自然保護、景勝地

#### 1. はじめに：近代における上高地景観美の変遷

上高地の風景美を誰が世に知らせたか。

近世の時代においては、『信府統記』（1724）に木材の伐採地である「上河内」が、穂高神社奥社の位置する宮川池（明神池）を紹介するときには「神合地」として記述された。また、『善光寺道名所図会』（1849）においても、穂高の文人、宮川章貞の詩文を交えて、明神池に焦点をあてて「神河内」が紹介されている。これらの近世の文献に

においては、霊湖と背後に「白幣」の如くそびえる穂高（明神岳）の嶺こそが「神河内」の美の精髓であると捉えられていた。<sup>1)</sup>

明治になって、上高地の風景美を紹介したものとしては、小島烏水の「梓川の上流」の役割が大きい。（小島1907）小島は、明神池の神聖なる静寂美をも描くが、この文章で中心的に扱われているのは、むしろ、それを取り囲む上高地全域の山岳景観と自然景観の美しさである。

同年に刊行された志村寛（鳥嶺）の『やま』では、視点は、より登山家的になる。志村は徳本峠からみた穂高の眺めを賞讃するが、明神池に対しては次のように評価する。

「池〔明神池〕は彼の上條嘉門治の小舎より一町許りの所にあり、相連続すれども一ノ池、二ノ池、三ノ池あり、一ノ池最も大に、二ノ池之に垂（つ）ぎ、三ノ池最も小なり。水清冽、池中小大無数の奇岩怪石散在し、少々（やや）見るに足ると雖も、之れを陸前松島の趣きありと云ふに至つては過賞と云ふべし。余は仰いで穂高の雄姿を看伏して此の池を見る、何ぞ其の平衡を得ざるの甚しきや、彼れは飽まで雄大に、之れはあまりにも繊巧なり、宮川の池は畢竟箱庭的泉水のみ。」（志村・前田1907、p.331）

雄大な山岳美に較べて、明神池は箱庭的な美に過ぎないと捉えられる。明治に新しく生まれてきた登山家にとっての上高地の風景評価は、近世の上高地評価とずれを見せていく。上高地は周囲を取り囲む雄大な山岳美を鑑賞するための場所として位置づけられ、近世とは異なった視点から上高地の景観が評価されている。そして、近代において上高地が景勝地として一般の人々に高く評価されるためには、新しい仕掛けを必要とする。

上高地の景勝地としての位置づけが完成するのは大正期であり、2

つの変化が大きく貢献している様に思う。第一は、河童橋がはね橋から吊り橋へと変わること。<sup>2)</sup> 第二は、大正4年(1915)6月6日の焼岳の噴火によって大正池が出現すること。この2つは、現代の上高地の代表的なアイコンであり、上高地を訪れる観光客の多くが目指す場所となっている。ただし、大正池の枯木は当初に較べて本数が少なくなっており、アイコンとしての価値は薄れているかもしれない。<sup>3)</sup>

明治期の上高地は一部の登山家にしか知られなかったが、大正期になると多くの登山客が知る場所になっていた。主たる入山経路は島々から徳本峠越えの山道であり、一般の観光客には近づきがたく、健脚の登山者だけが行ける場所であったが、それでも登山の第一次大衆化とでもいべき変化が生じつつあった。それまでは日本アルプスへの登山客は日本山岳会員などの少数の者に限られていたが、大正のはじめには高等学校山岳会などの学生登山者が増加していった。(安川1976) 大正5年(1916)には、上高地の訪問客は600名程度であったのが、大正10年(1921)には5,000人に達していた。<sup>4)</sup>

それと同時に、上高地の自然利用をめぐる状況も大きく変わってきた。上高地は近世の時代は用材の生産地であった。明治になると、開拓も行われ、牧場としての利用も広がった。しかし、大正5年に山林局が上高地一帯を学術参考保護林に指定したことにより、上高地利用の流れは開拓から保護へと変わっていった。同時に、当時の開発の動向に目を向けるならば、水力の工業的活用という新たな動きも生まれてきた。日本有数の景勝地が、観光地としての潜在的価値を持つ様になるとともに、水力発電の振興という国策によって新たな開発の候補地になっていったのである。

## 2. 梓川の電源開発

日本で大規模な水力発電がはじめて実用化されたのは、琵琶湖疏水

表 1 梓川水系の水力地点

順位	取入口	放水口	水量	落差	馬力数
822	上高地	霞 沢	138	1,475	22,879
823	霞 沢	中 山	237	404	10,762
824	奈川渡	橋 場	383	385	15,773
825	島 々	大野田	460	58	2,998

水量は毎秒立方尺。落差は尺。

を利用した蹴上発電所の建設であり、明治23年（1890）に工事が完成し翌年に送電を開始している。（栗原1964、pp.31-34）明治30年代後半には、高圧線による長距離送電が広がることによって、水力発電も急速に発展していった。（同書、pp.54-56）明治44年（1911）には電気事業法が制定され、電気事業の公益性が明示され、電気事業者の権利が保障された。さらに、その前年には臨時水力調査局が設置され、同年から大正2年（1913）までの間、全国の主要河川について第一次水力調査を行った。この調査は、発電のために適した地点を選定し、流量、落差などを調査して水力台帳を作り、民間事業者による起業を促進することを目的としたものであった。（同書、pp.118-121）このような政策によって、電気事業者に水利権が与えられていったのである。

水力調査では、信濃川水系の梓川も取り上げられており、表1の4地点が水力地点としてあげられている。表では省略したが、この他に、梓川の支流にあたる奈川、大白川、島々川の水系についても、5地点があげられている。

上高地取水の822地点については、報告書は次の様に述べている。

「発電力大ナルヲ以テ附近ニテ工業用ニ消費スルカ又ハ遠距離ノ送電ニ適ス。上高地下流約半里ヨリ左岸ニ取入レ開渠2,257間、隧道

1,350間、鉄管長2,750尺ニシテ霞沢ニ発電所ヲ設ク。道路險悪ニシテ通行困難ノミナラス地質良好ナラサルカ故ニ工事困難ナルベシ。用水悪水ナク流木ハ僅少ナリ。」(臨時発電水力調査局1914、p.474)

調査時点においては、上高地に大正池はまだ出現していない。この時の調査では、上高地の下流からおよそ4.3キロを開渠で引水し、さらに2.5キロのトンネルで霞沢の尾根の上に水を引いてゆき、450メートルの落差で発電することを想定している。

なお、大正池出現後の1923年に刊行された第二次水力調査書においては、梓川水系は次のように記されている。

「水力地点ノ許可セラレタルモノ本流梓川ニ一箇所、島々川ニ一箇所アリ。前者ハ京浜電力会社工事中ノモノニシテ奈川渡ニ取入レ島々ニ放流し、後者ハ諏訪電気会社既設ノモノニシテ下流部ヲ利用シ居レリ。……梓川ニアリテハ、上高地ヨリ島々川合流以下約一里迄ノ間落差約2,500尺ヲ有シソノ距離約七里余最有利ニ利用シ得ベシ。然レドモ、此ノ内下流部約三里間ニハ県道河岸ニ沿フテ開道シ居リ材料ノ運搬困難ナラズト雖モ、其ノ上流部ハ全ク車馬不通ノ險路ニシテ、工事施工ニ当リテハ先ズ相当通路ヲ開クノ必要アリ。險峻ナル峡谷中殊ニ崩壊多キヲ以テ、此ノ通路開鑿ノ工事亦容易ニアラズ。」(逓信省1923、p.623)

梓川水系の水利権を獲得していったのは京浜電力である。京浜電力による竜島発電所(奈川渡一橋場間)の建設は正10年(1921)に始まり、大正12年に送電を開始した。大正14年には、その上流にあたる奈川渡発電所が完成し、さらに大白川発電所の工事も進められていた。(日下部金三郎1926)

また、前記の『水力調査書』においては、上高地—霞沢間および霞沢—中山間について次のような表現が見られる。

「本地点ハ水路ヲ左岸ニ設ケ全部隧道トス。材料運搬ノ為相当通路開鑿ヲ要ス。」（逓信省1923）

第二次水力調査においては、第一次水力調査と較べて水路の長さにはいささかの変更もないが（3,707間）、上高地から霞沢の区間はすべてトンネルに変わっている。これも、大正池出現による地形の変化による設計変更であると思われる。

### 3. 上高地のダム問題

上高地を水源とする梓川水系の開発は着々と下流から進められてゆき、大正末には上高地に開発の手が及ぼうとしていた。梓川水力開発の構想は、第一次水力調査において既に描かれていた。この計画に沿って水利権を獲得し開発を進めていったのが、京浜電力であった。京浜電力は横浜電気に電力を供給するために設立された電力会社である。しかし、横浜電気は大正9年に東京電灯（東京電力の前身に相当）に吸収合併され、京浜電力も東京電灯系の会社となった。さらに大正14年（1925）10月には、京浜電力も東京電灯に吸収合併された。京浜電力は前述のように、梓川の水利権を獲得し、下流部から開発を進めていったが、大正末には水力調査書の開発構想を越えて、上高地の中心部分にまで開発の手を延ばそうとしていた。この開発については、残念ながら開発者側の資料が得られないが、計画阻止に立ち上がった庭園協会（後に「日本庭園協会」と改称）の機関誌（『庭園』、昭和2年第9巻より『庭園と風景』と誌名変更）の記事などから、上高地ダム計画がかすかに見えてくる。『庭園』等の雑誌の記事をもとにして、

ダム計画と梓川上流の開発計画の動きを追ってみよう。<sup>5)</sup>

京浜電力が上高地へのダム建設を出願したのは大正13年（1924）のことである。庭園協会はこの開発計画を聞き、同年12月14日の理事会で計画の中止を求める建議をまとめ関係官庁に提出した。さらに、翌年2月1日に上高地問題研究会を開催した。この時、貴族院、衆議院議員、学者、登山家等、60余名が集まり、協会の理事であった田村剛により発電計画の内容と実地調査結果の説明があり、討論の結果、以下の決議文をまとめ、加藤高明を初めとする四大臣と長野県知事に対して提出した。

「上高地ハ本邦が世界ニ誇ルニ足ル最大ノ天然勝地ニシテ国民ノ至宝ト謂フベク之ヲ一地方一事業ノタメニ毀損スベカラズ。因ツテ吾人ハ此ノ靈地ヲ冒瀆セントスル一切ノ破壊的事業ヲ永遠ニ排斥センコトヲ期ス。」（『庭園』7-2、1925年2月）

これに対して、2月16日には長野県知事から返書があった。「同地一帯ハ他ニ類例ナキ天然ノ勝地ニ付本県ニ於テモ之ヲ保存致意見ヲ以テ調査中ニ付御了知相成度為念此段及通知候也」という返答であり、反対の方針が伝えられた。（『庭園』第7巻第3号の記事による。）また、内務省衛生局及び地理課は国立公園候補地及び名勝指定地であるとの理由で反対し、土木局は不許可としたと伝えられている。<sup>6)</sup>

上高地のダム計画は、上高地盆地の南端のくびれに高さ百五十尺、延長二千数百尺の堰堤を設けて大貯水池を作るというもので、上高地の多くの部分は水面下に沈み、景観は一変する。堰堤の場所は、現在の河童橋の当たりと推定されており、その上流は高度50m分が水に沈むことになる。明神池も穂高神社奥社も水面下に沈み、上高地の平坦地のおよそ三分の二が失われる計算になる。<sup>7)</sup>この計画自体は、水力



写真 1. 上高地河童橋  
橋の向こうにダムがそびえているとしたら……

調査書の中にも取り上げられていないものであり、その意味では、本来、実現性に乏しいものであった可能性もある。しかし、実現に移された場合には、今日われわれが知る上高地は、ほとんど失われていたであろう。

#### 4. 上高地の水力開発その後

上高地のダム建設が不許可になった後も、上高地をめぐる水力開発計画は続いた。すでに、大正12年（1923）年に梓川電力は上高地—霞沢間の水利権を得ていた。梓川電力は長野市に本社を持つ電力会社であるが、東京電灯に電力を販売する計画で事業を興しており、京浜電力と同様に東京電灯系の電力会社であった。

梓川電力は大正14年に使用水量増加の許可を得て、更に翌年に計画の変更を申し出て、大正池の池尻に堰堤を作り、取り入れ口を設けることとした。同社は、大正池の貯水池としての生命に不安を抱き、大正池と田代池の中間に、大貯水池の設置を新たに出願した。上高地は保護林となっているため、農林省は田村剛を実地調査に派遣し、候補

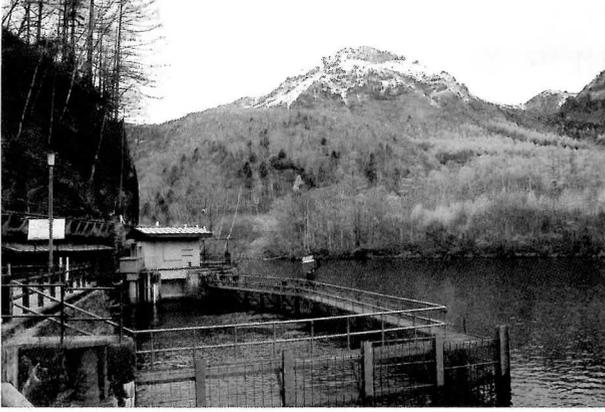


写真2. 大正池の取水口

水は水門からトンネルを通過して霞沢ダムに送られる。背景は焼岳。



写真3. 現在の大正池堰堤

2004年に、現在の堰堤が完成した。ゴム引き布製であり、空気で上下動し、高さが調節される。手前は魚道である。

地は原始風景が残されている貴重な場所であり保存すべしとの報告を得た。これを受けて、開発に対する慎重方針がでて、貯水池の建設は沙汰止みになった。(景園生1927) このように、上高地のダム建設は

中止になったものの、水力発電に伴う上高地本体の開発がその後も出現する可能性が存在していた。

上高地は全域が国有林であり、すでに学術参考保護林に指定されていた。景観的価値は早くから認められ、開発の動きからは最も無縁であるはずの場所であったにもかかわらず、水力発電の振興という国策と、それに伴う水利権の設定によって、国有地であるが故に簡単に水力開発の対象になってしまうという問題を潜在的に抱えていたのである。国有地の開発を阻止するためには、当該地域の自然価値と景観価値を立証し、上高地という場所を開発から守るための制度的装置が必要となっていたのである。

上高地—霞沢の水力開発は、結局は、大正初めの第一次水力調査書で予定されていた通りに進められていった。当初の予定になかったのは大正池の出現であったが、これは貯水池としての機能を果たすことになり、より開発適地となったはずである。そして、堰堤の工事が行われ、堰堤近くに取水口が設けられ、トンネルの工事が進められた。昭和3年(1928)10月には工事も完成し、霞沢発電所は11月に運転を開始した。(飛鳥建設社史編纂室1973)<sup>8)</sup>

霞沢発電所の工事は、上高地にとって思いもよらぬ結果をもたらした。従来、上高地への進入路は徳本峠越えの道が使われ、梓川沿いの行き来は地形が険しいため、少数の仙人しか通らなかった。しかし、水力開発が下流から進むにつれて梓川沿いに工事用の道路が建設され、ついには大正池まで、自動車を通じる道路が造られていった。この道路にバスが走るようになり、バス路線が延びるにつれて入山経路も変わっていった。上高地は一般の観光客も訪れることのできる場所になっていったのである。

## 5. 開発と自然保護、景観保護

大正から昭和の初めにかけては、水力開発が進むとともに、自然や景観が破壊されることへの危機感も生まれた。日本の景勝地の多くは山間地に存在しており、水力開発の候補地と重なることが多い。それゆえ、上高地と同様の状況は、全国各地の景勝地にも現れていた。十和田湖・奥入瀬溪谷が同時期に水力開発の対象となり、さらに黒部峡谷にも同様の動きが現れていた。

大正末においては、自然保護および景観保護の仕組みとしてすでに存在していた法的制度は「史蹟名勝天然紀念物」のみであったが、これに加えて、国立公園制度創設の動きが進められた。これらの制度が、上高地の自然保護と景観保全にどのように関連したかを追ってみよう。

「史蹟名勝天然紀念物保存法」が公布されたのは大正8年(1919)であり、上高地の開発と保全の相克が出現してきた時期と重なっている。上高地に対する水利権設定の申請に対して、却下する根拠となったのが、前述の様に国立公園候補地および名勝指定候補地であるという意見であったと言われている。

上高地が名勝指定あるいは天然紀念物指定されれば、保存に関して地域を定めて一定行為の制限もしくは禁止が可能となる。しかし、問題となったのは、この法律が名勝および天然紀念物を単体で指定することを前提としていることで、上高地という広い地域を指定するにはなじまなかったことである。天然紀念物の保存要目其ノ二には「保護スヘキ天然紀念物ニ富メル代表的一定ノ区域」という記載もあり、「天然保護区域」として指定する可能性も存在していた。しかし、「此の天然保存区域〔天然保護区域〕の指定と云ふことは保存法の発布当初否此処一、二ヶ年までは、永久に一つの理想案として其の実現恐らく不可能に陥るべきものではないかとさへ考へられた」(『史蹟名勝天

然紀念物』第3集第1号、1928、p.87) というのが実情であった。これに対して、田村剛は、上高地問題や十和田湖・奥入瀬溪谷の電源開発問題を取り上げ次のように論じた。

「要するに水電問題といひ、灌漑事業といつて、経済上至大なる意義を有するものであるが、それと対立して風景の保存も亦緊要である。而して大風景地を劃し、国宝として保存の要を認めるものは、全国に於て多くても十数箇所過ぎぬのである。それ等の地方を劃して、一切の破壊的事業を禁断すべく保護区域を設定することは、貧乏国日本に於ても贅沢な話ではないと思はれるのである。」(田村剛1927)

このような意見に応えるように、昭和3年(1928)4月に上高地と十和田湖の二箇所が初めて天然保護区域として指定された。上高地は、前述したように全区域が国有林であるため、農林省と長野県が協議して、原始林状態の保存を前提として保存要件の細目を決定することが義務づけられた。(『史蹟名勝天然紀念物』第3集第7号、1928、p.87)

## 6. 開発と国立公園

上高地のダム建設に対して、反対の運動の中心になったのは、これまでも名前の出てきた造園学者・田村剛である。彼は、大正9年(1920)8月に内務省囑託となり国立公園制度の創設に奔走した。<sup>9)</sup>

国立公園法が施行されたのは昭和6年(1931)であり、候補地が決定されたのが翌年、実際の指定が行われたのは昭和9年から11年にかけてであった。しかし、国立公園が最初に提唱されたのは明治末のことであり、大正期には内務省内でも国立公園制度を作るための取り組みが始まり、そのための専門家として入省したのが田村である。田村

が国立公園制度の構築のために調査を開始した時期は、これまで見てきたように、景勝地の自然が水力開発によって破壊の危機に直面した時期でもあった。田村は、上高地問題が起きた時期に、前記の庭園協会の理事をも勤めており、『庭園』の第7巻2号（「決議書」が掲載された号）からは編集主任となっている。それゆえ、庭園協会による上高地開発の反対キャンペーンも田村が中心になって進めたと推定できるのであり、『庭園』に載せられた上高地関係の無署名記事（および仮名の記事）も田村自らが執筆した（少なくとも、田村の意図の下で誰かが執筆した）ことが、ほぼ確実に言えると思う。

国立公園制度の実現は、関東大震災等の財政事情によって遅れてしまうが、大正末から昭和はじめにかけての時期は、開発の動きに抗して、保存の制度的枠組みを作ることが急務の時期であった。

国立公園制度の誕生については幾つかの研究書があり、また、ここで論じるスペースもないので、上高地と田村の昭和初期の国立公園構想に係わる限りにおいて述べておきたい。<sup>10)</sup>

内務省では、大正10年度から大正14年度にいたる5年間（さらに昭和3年度に追加で）、国立公園の指定地16箇所を選定しその調査を行った。各年度の調査対象地と調査地番号は以下の通りである。

- |        |  |
|--------|--|
| 大正10年度 | 1. 上高地、2. 白馬山、3. 日光、4. 温泉岳（雲仙岳）、5. 阿蘇山 |
| 大正11年度 | 6. 富士山、7. 大台ヶ原、8. 磐梯山                  |
| 大正12年度 | 9. 阿寒湖、10. 霧島山                         |
| 大正13年度 | 11. 小豆島及屋島、12. 伯耆大山                    |
| 大正14年度 | 13. 十和田湖、14. 立山                        |
| 昭和3年度  | 15. 大沼公園、16. 登別温泉                      |

上高地は調査地域の第一番となっており、調査の順序自体はあまり意味がないかも知れないが、上高地が田村にとっても特別の場所であったことは事実である。田村は、上高地について次のように書いている。「いま一度遊んで見やうと思はせる様な遊覧地は、余り沢山あるものでない。それなのに二度でも三度でも、否毎年でも遊んで見たいと思ふ遊覧地を私は見出した。上高地は私にとっては恋人の如くに懐しい。」(田村剛1926、p.301)

上高地は、国立公園の指定基準という観点からはどのように評価されたのか。まず、田村が国立公園の条件をどのように考えたかを最初に見ておこう。<sup>11)</sup>

田村は、国立公園の具備すべき条件として次の3点を挙げる。

1. 「国立公園は人為によって破壊せられざる天然風景地でありたい。」(内務省衛生局1931、p.38)

2. 「国立公園の風景は一国の風景を代表するほどに傑出して、全国民のみならず進んでは海外の旅客を誘ひうるほどでなくてはならぬ。」(同書 p.39)

3. 「国立公園は国民保健教化を主眼とするものであるが、それは同時に、天然状態に於ける最も完全な地域であるから、自然現象を観察研究する者にとっては、偉大な教室でなくてはならぬ。」(同書 p.40)

さらに、国立公園事業の持つ性格について、次のように述べる。「風景は現代に於て一種の経済的資源である。……要するに国立公園事業は、一種の風景資源を開発する経済事業であつて、かかる土地を利用する方法としては、唯一のものであつて、決して他の如何なる産業上の利用にも劣るものではない。従つてその区域内に於ては、水力電気、林業、牧畜を排斥して、専ら公園として利用するを至当とし、

自ら公園内の風景保護の問題が解決せられるのである。」(同書 p.42)

国立公園事業を経済事業と性格づける主張が、国立公園と自然保護との関係でしばしば議論となるところであるが、田村は国立公園制度を構想する過程で、水力開発と十分に対抗できるだけの根拠、すなわち国立公園の経済的価値もしくは利用価値を明確にしない限り、制度として支持をえられないと考えるようになったと思う。それゆえ、国立公園指定地においては国民保養地としての開発(ただし、風景を保存する限りでの最小限の開発)は、不可欠であると認識していた。「国立公園事業は交通、休養、享乐的多方面の施設を必要とする。その内如何なる種類の事業を国营とすべきかは、重大な問題である。」(同書 p.53)

なお、実際に国立公園を指定したときの選定基準としては、必要条件として、「我が国ヲ代表スルニ足ル自然ノ大風景地タルコト」、「世界ノ観光客ヲ誘致スルノ魅力ヲ有スルモノタルコト」、この二点が挙げられている。(田村剛1948、pp.61-63)

## 7. 上高地と国立公園

上記のような視点からは、上高地はどのように評価されたであろうか。16候補地の調査結果は、昭和5年(1930)に『国立公園候補地調査概要』(以下、『概要』という)として刊行されている。その中で、「上高地国立公園候補地」がどのように評価されているか、簡単に紹介してみよう。

まず、上高地の国立公園としての素質である。

「上高地ハ所謂日本アルプスノ精粹ヲナシ、他ニ比類ナキ独特ノ風景地トシテ、夙ニ天下ノ絶勝トシテ内外ニ喧伝セラルル所以ハ、実ニソノ周囲ニ三、〇〇〇米ニ達スル高峯ヲ統ラシテ、五〇〇米ノ高位

ニアルー大平坦溪谷タル希有ナル地貌ニアリトス。本溪谷ハ東西一軒南北八軒ニシテ、両側ハ絶壁ヲナシ、梓川ハ数条ニ分岐シテ、平坦地ヲ流レ、ソノ水辺ニハケシヤウヤナギ、ハルニレ、ヤマハンノキ等叢生シ、内部平坦地ニハ、カバ、カラマツ、ツガ、トウヒ等密林ヲナシ、シラカバ、シナノキ、コナシ等優美ナル樹種ヲ交ヘ、森林景觀頗ル卓絶セリ。ソノ間湿原現ハレ真珠ノ如キ宮川池、田代池ノ湖沼ヲ湛ヘ、仰ゲバ林冠ヲ抜イテ穂高岳ノ雪ヲ冠セル雄渾ナル姿ヲ望ミ、霞沢六百山ノ乱立セル奇峯ヲ眺メ、或ハ硫黄岳〔焼岳〕ノ鐘状赭兀ナル山頂ヨリ数條ノ噴煙昇騰スルアリ、優美ト豪壯トノ驚クベキ対照ヲ露ハシ、刻々変化スル高山的氣象ニツレテ、更ニ生彩ヲ加フ。現状ソノ儘ノ景觀ハ、平和ニシテシカモ威圧的印象ヲ与ヘ、数日滞在スルモ猶厭カシメザルモノアリ。……

平坦地内ニハ上高地温泉湧出シ、梓川下流ニハ中ノ湯アリ。附近ニハ平湯中房等ノ温泉地アリ、何レモ公園利用上ノ根拠地ナラサルハナシ。又此ノ地ハ本州ノ中央ニ当リテ東京大阪ヨリ殆ド等シキ距離ニアル等、何レノ点ヨリスルモ最モ適當ナル候補地ノ一タルヲ失ハズ。」  
(内務省衛生局1930、pp.35-37)

国立公園としての素質については高く評価している。更に、国立公園としての事業計画については、次のような方向付けを行っている。

「登山、探勝者ニ対シテハ簡素ニシテ清潔快適ナル設備要求セラルルハ白馬、立山ト同様ナルガ、此ノ外ニ中流向キ、家族連或ハ外人觀光客ヲ相手トスル旅館、ホテル等モ必要ナルベシ。

五千尺旅館ノ南方造林地、清水川附近、宮川池頭字長七、徳沢、中川、下湯沢、稲積沢等、併セテ約一〇〇町歩ハ、将来上記ノ宿舎、旅館、ホテル等ノ設備拡張ニ適スル土地ナルガ、差当り先ヅ現在ノ上高

地温泉、五千尺旅館ノ改良ヲ促シ、上記地点ヲ選ビ、若干ノキャンプ場ヲ設ケル程度ニテモ足ル可シ。

上高地ヲ足掛り地トスル登山路ハ今後殆ド開発ノ必要ナク、唯上高地温泉ヨリ、割谷山ニ至ル登山路、南穂高ヨリ割谷山ヲ程テ中尾ニ至ル登山路等二、三ノモノヲ新設スルノミニテ十分ナルベシ。……

上高地ノ交通ハ現在ノ梓川ニ沿ヒノ自動車道路ヲ延長シ、大正池上流ニアリテハ兩岸ニ別レ、河童橋ニテ会セシムルヲ要ス。

上高地ハ現ニ保護林ニ設定セラレ、永ク原始状態ヲ保存シ、学術及森林施業上ノ考證ニ資スルト共ニ、公衆享樂ノ用ニ充ツルヲ主旨トセリ。而シテ現ニ国有林当局ニ於テモ、登山路ノ改修、旅館、山小屋、幕营地等ノ建設用材、燃料ノ供給等相当利用ノ方策ヲ立テ、社会ノ要求ニ順応シツツアルヲ以テ、他日大公園トシテ必要ナル施設ヲナスニ妨ゲナカルベシ。」(同書、pp.39-40)

なお、娯楽施設に関して、次のような記述も見られる。

「上高地ニ於ケル享樂施設トシテハ、釣場、乗馬、テニス其他滞在者ヲ慰ムル設備ヲ要スベシ。」(同書、p.39)

国立公園の選定は、昭和9年(1934)から昭和11年(1936)にかけて行われ、12箇所が指定された。<sup>12)</sup>上高地は、白馬山、立山と一緒にまとめられ「中部山岳国立公園」として指定された。このうち、調査地に含まれていなかったのは大雪山であり、指定から外されたのは磐梯山、大沼公園、登別温泉の三箇所であった。田村は、当時の自己の見解を次のように述べている。「最初は十和田、日光、富士、日本アルプス、阿蘇の五箇所を最適とし、これに阿寒と瀬戸内海と霧島を加へる程度で、纏めるべきであると考へてゐた。その後大雪山の発見に

より更に一つを加へ、大台原〔吉野熊野〕、大山、雲仙の三つは最後まで賛成し得なかつたのであるが、この主張は委員会に於ては勿論通らなかつたのである。』<sup>13)</sup>なお、これに続けて「然し今日となつて見れば、十二箇所は何れも妥当なものであつたといふことになる。」(田村1948、p.55)と付け加えている。

日本アルプス(北アルプス)が、特にその中心にある上高地が、国立公園としての資格を持つ第一級の場所であると専門家が判断したことは、確実である。

## 8. おわりに：開発と保全の共生

大正末から昭和はじめにかけての水力開発と自然保護、景観保全のせめぎ合いを経て、国立公園に指定されるあたりで、我々が今日知る上高地が成立した。河童橋と大正池という2つのアイコンによって代表される上高地である。この2つの要素は、小島烏水が上高地の美を紹介した時点においては存在しなかつたものである。その頃は、一部の登山家しか上高地を訪れることがなかつた。しかし、昭和の初めには状況は大きく変わっていた。そして、国立公園の整備も、『国立公園候補地調査概要』に示された方向付けに従って、進められていった。

まず、交通路である。国民保養地としての整備を進めるためには、交通路の整備は不可欠である。明治期には、登山客は徳本峠を越えるしかなかった。『概要』が出版された昭和5年(1930)には、中ノ湯までバスが通じていた。昭和8年には、大正池までバスが通じるようになり、観光客は徳本峠を越える必要がなくなった。このような交通路の整備は、上高地にとっては不倶戴天の敵であるようにみえた水力開発がもたらしてくれたものである。

外人観光客を相手とするホテルも、昭和初期の外客誘致という国策の下で、上高地に建設された。昭和5年、鉄道省に外客誘致によ

り外貨を獲得することを目的として国際観光局が設けられた。昭和7年に同局内にホテル調査会が設けられ、その調査に基づいて大蔵省預金部の低利融資で国際観光ホテルの新築・改造が進められた。(国際観光局1940、pp.179-183) この制度による開業第一号となったのが、上高地帝国ホテルである。長野県が政府の低利融資を受け建物を所有し、帝国ホテルが建設に当たりホテル経営を行うという条件の下で建設が進められ、昭和8年10月5日に開業した。(帝国ホテル1990、pp.316-327)

なお、『概要』では、整備すべき享楽施設の一つとしてテニスコートを挙げているが、幸いにも作られることはなかった。

このように、国策によってダムの下に沈む危機に見舞われた上高地も、別の国策によって国際観光地としての道を進んでゆくことが可能となったのである。

本稿では、現在の上高地は昭和の初めに成立したという予想の下、議論を進めてきた。河童橋と大正池という2つの景観要素は、昭和初期の観光地上高地の成立の中で、上高地を代表するアイコンとなった。自動車道が上高地の中まで延びていき、ホテルが整備されることによって、第一級観光地としてのインフラ整備が行われたのである。このようにして我々が知る今日の上高地が完成した。

上高地の事例を見る限り、開発と景観保護の関係は簡単でないことが分かる。現在でも、第一次水力調査書の計画に沿った形で、上高地で採られた水が霞沢発電所で発電用に使われている。水は大正池からトンネルで地中を流れていくために、観光客が気づくことはない。大正池の堰堤にしても、観光コースから外れているために、観光客の目に止まることは少ないだろう。大正池は火山活動による偶然の産物である。そして、自然の時間の中で、土砂により埋まり消えていく運命にある。しかし、大正池を発電用貯水池として維持するために、観光

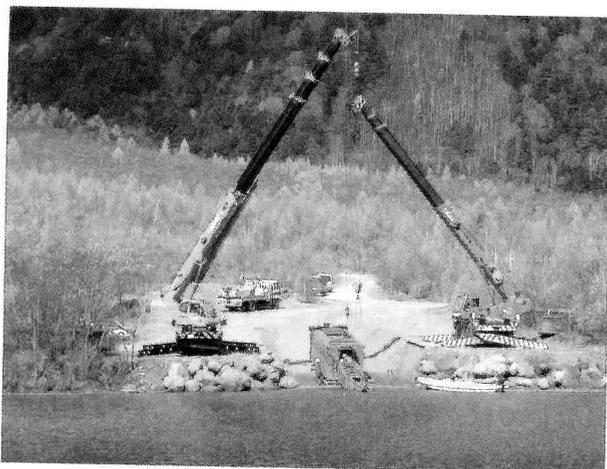


写真4. 大正池の浚渫  
また、浚渫工事の季節が始まる。(2008年10月29日撮影)

客がいなくなるシーズンには、池の浚渫が行われている。このことによって、大正池の景観価値、観光価値も保たれている。自然保護とは、一面では、自然を自然の時間の中で、自然の変化に任せることを意味する。これを本来の自然保護と仮に考えるならば、本来の自然保護の視点からは、上高地の浚渫は否定すべき行為と判断されよう。他方、景観保護は、人間の時間を前提とせざるを得ない。保存の基準点をどこに置くかという問題もあるが、多くの人々は上高地景観の維持を望むだろう。景観保全と水力開発が共生して上高地が完成したし、また今日の上高地が維持されていると見ることができる。

著名な登山家である冠松次郎は、かつて次の様に述べた。

「大正四年の焼岳の大噴火によって梓川が堰止められて大正池と名づけられる大きな池が出来た。その御陰で上高地は思わない拾いものをした。当時の梓川電力はこの池を瀦水池として水力電気に利用し、梓川の沿道に道を拓いてバスが通じるようになった。……大正池が瀦

水池に利用されたため、その上流には水電の手が延びずに上高地の勝景は少しも害われずに保存された。」(冠1951、p.21)

今日の上高地は、開発と保全の思いもよらぬ共生の結果として出来上がり、安定した。冠の文は次のように続いている。

「ここだけは水力発電の為め壊されずにすむことを喜んでいたが、戦時中に梓川の上流の徳沢落口附近にダムを造り溜水池を設けるためにボーリングをやると云うことを聞いて私は愕然とした。しかしその話は幸いにその後立ち消えになったようだ。」(同p.21)

これは戦時中の話であり、信憑性のほどについては不明である。しかし、話はこれで終わらなかった。上高地ダム建設計画は、高度成長が始まる時期にも、再燃した。今回は長野県総合開発局の計画によるもので、明神池上流800メートルの地点にロックフィルダムを作り、水をトンネルで島々谷に引水し、三つの発電所を建設する計画であった。しかし、技術的に困難であることが明らかとなり、話は立ち消えとなった。<sup>14)</sup> 開発と保全の共生関係が大きく崩れる際には、この類の話は蒸し返される可能性があるということを心得ていた方が良いだろう。そして、このような時に備えて、景観が我々にとってどのような価値を持つのかということを明確にしておく必要があるだろう。

#### 【注】

- 1) 村山2008を参照。なお、『善光寺道名所図会』では「夫〔明神池〕より東北の広野を神河内といひ、神が平ともいひて柳林なり」とあり、今日の上高地とは範囲が少し異なる。
- 2) 河童橋が吊り橋になった年代については論争があるが、明治43(1910)年に初代吊り橋に掛け替えられたという上條武の説を採用したい。(上條1997)
- 3) ここでの「アイコン」という言葉の用法については、村山2005を参照されたい。
- 4) 数字は内務省衛生局1930による。(同書、p.37)

- 5) ほぼ同じ時期に印刷された『京浜電力株式会社沿革誌』には、この件については一切触れられていない。庭園協会の反対運動については、村串2005第4章にも触れられている。
- 6) 「上高地の保存問題」『史蹟名勝天然紀念物』第2集第2号、1927による。
- 7) 「上高地問題」『ツーリスト』vol.71、1925。なお、菊池2001によれば、貯水池の水は徳本峠の下をトンネルを通して、島々谷に落として発電する計画であったという。(同書、p.24) 筆者は計画の内容については確認できていない。
- 8) なお、平成16年8月には東京電力に与えられていた大正池の水利権も更新された。これに合わせて堰堤の改良工事も行われ、ゴム引き布製の起伏堰が現在では使用されている。(志村厚他2004)
- 9) 田村は、大正12年(1923)に一旦内務省を辞して、米欧の実情を調査に回った。そして、帰国後の昭和2年(1927)年に内務省嘱託に復帰した。昭和4年には国立公園協会を設立し、常務理事となった。(日下部甲太郎1996)
- 10) 代表的なものとして、村串仁三郎2005、環境庁自然保護局1981、などがある。
- 11) 内務省衛生局1931による。この小冊子の表紙には「内務省衛生局」としか書かれていないが、田村の執筆であり、田村の個人的見解であることが明記されている。また、1928年8月に出版されたものの加筆再版であり、国立公園法の公布に合わせて出版されたことが推測できる。それゆえ、田村の見解ではあるが、内務省衛生局の見解ともほぼ重なると考えられる。
- 12) 以下の12箇所である。阿寒、大雪山、十和田、日光、富士箱根、中部山岳、吉野熊野、大山、瀬戸内海、阿蘇、雲仙、霧島。
- 13) 田村1948、pp.54-55
- 14) 日本自然保護協会1985、p.124。『国立公園』第86・87号(1957年1月)のニュース欄(pp.23-25)にこの計画が報じられている。同91号(1957年6月)では、地質調査の結果、ダム建設は不可能となったと断じている。

## 【文献】

- 上條武、1997、『上高地3 河童橋考』独木書房  
 環境庁自然保護局、1981、『自然保護行政のあゆみ』  
 冠松次郎「惜しまる大風景(二)」『国立公園』第16号(1951) p.21  
 菊池俊朗、2001、『釜トンネル』信濃毎日新聞社  
 日下部金三郎(編)、1926、『京浜電力株式会社沿革誌』  
 日下部甲太郎、1996、「国立公園の父田村剛」『ランドスケープ研究』vol.60-2、pp.105-108  
 栗原東洋編、1964、『電力(現代日本産業発達史Ⅲ)』交詢社出版局  
 景園生、1927、「問題の上高地保存」『庭園と風景』第9巻3号、p.21  
 国際観光局、1940、『観光事業十年の回顧』  
 小島烏水、1907、「梓川の上流」『小島烏水全集・第6巻』(1979、大修館)  
 志村厚、矢口和男、伊部重治、2004、「霞沢発電所大正池取水堰堤改良工事の概要」『電力土木』No.311、pp.29-33

- 志村寛（鳥嶺）・前田次郎（曙山）、1907、『やま』橋南堂  
田村剛、1926、『登山の話』文化生活研究会  
田村剛、1927、『風景地保存の急務……天然保護区域の設定』『史蹟名勝天然紀念物』  
第2集第4号、pp.260-268  
田村剛、1948、『国立公園講話』明治書院  
帝国ホテル、1990、『帝国ホテル百年史』  
逋信省編、1923、『水力調査書 第2巻・本州東部』  
飛鳥建設社史編纂室（編）、1973、『飛鳥建設株式会社社史・上巻』  
内務省、1928、『上高地天然記念物調査報告』  
内務省衛生局、1930、『国立公園候補地調査概要』  
内務省衛生局（田村剛）、1931、『国立公園』  
日本自然保護協会、1985、『自然保護のあゆみ……尾瀬から天神崎まで』  
村串仁三郎、2005、『国立公園政策史の研究』法政大学出版局  
村山研一、2005、『「地域ブランド」と地域の発展』『地域ブランド研究』創刊号、  
pp.5-32  
村山研一、2008、『景勝地としての上高地の成立』『北アルプス地域における自然環境  
の変動と保全・適正利用に関する総合研究、21世紀における日本アルプスの自然  
環境』信州大学山岳科学総合研究所・信州大学理学部（2007年度信州大学学長裁  
量経費プロジェクト研究報告書）、pp.226-237  
安川茂雄、1976、『増補・近代日本登山史』四季書館  
臨時発電水力調査局編、1914、『発電水力調査書 第2巻・詳論』

なお、無署名記事、雑報については、参考文献表からは省いた。

（受稿日 2008.11.10 掲載決定日 2008.11.11）

（むらやま・けんいち／信州大学人文学部）

## KAMIKOCHI at the Early Showa Era: The Exploitation of Water-Power Resources, Conservation of Nature, and National Park

MURAYAMA, Ken'ichi

### [Abstracts]

Kamikochi had been gradually known to mountain climbers as the Holy Land for climbers, in Meiji Era. But at the beginning of Showa, the situation surrounding Kamikochi was changing. The conflict between the exploiting water-power resources and the nature conservation was emerging. In 1924, the plan to build a dam in the heart of Kamikochi

announced. Those who claimed the conservation of nature began counter-movements, and strived to make Kamikochi a reservation district. Ultimately the dam plan was rejected, and an alternate plan to use Taishoike Pond as a pool for the hydro was realized. This made an unanticipated effect. Operation to construct generating stations also constructed the driveway to Kamikochi, and many visitors could enter there. In consequence, Kamikochi was known as a first class playground in Japan.

**Keywords** Kamikochi, the exploitation of water-power resources, national park, the conservation of nature, beautiful scenery